

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(再生可能エネルギー室)

一

告 示

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

一

○土地改良区役員の退任の届出

(仙台地方振興事務所)

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校財務・就学支援室)

四

規 則

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則(令和四年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「、第二十二條第一号」を「並びに第二十二條第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二十條の規定により、仙台市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百八十九号
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
令和五年七月三日	高橋 孝雄	二級建築士	第四千二百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	庄司 勲	二級建築士	第四千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	荒 勇	二級建築士	第四千四百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	篠沢 吉一	二級建築士	第四千五百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	棚橋 聰	二級建築士	第四千六百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	鈴木 裕造	二級建築士	第四千六百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐々木 義徳	二級建築士	第四千六百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	三村 勝義	二級建築士	第四千八百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	相馬 功	二級建築士	第四千八百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	平田 穰彦	二級建築士	第五千四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	薄井 忠	二級建築士	第五千百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	阿部 達哉	二級建築士	第五千二百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	渡辺 和之	二級建築士	第五千七百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和五年七月三日	畑中 一男	二級建築士	第七千九百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	瀬川 善悦	二級建築士	第七千九百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	高橋 栄	二級建築士	第七千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	齋藤 幸男	二級建築士	第七千四百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	齋藤 雅男	二級建築士	第七千二百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	林崎 正史	二級建築士	第七千四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	浅野 宗昭	二級建築士	第七千十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	藤村 康三	二級建築士	第六千九百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	高橋 吉男	二級建築士	第六千八百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	渡邊 武	二級建築士	第六千八百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	高橋 昇市	二級建築士	第六千七百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	岩本 公克	二級建築士	第六千七百九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	堀越 毅	二級建築士	第六千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	庄司 健治	二級建築士	第六千二百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	吉田 芳郎	二級建築士	第六千二百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐藤 善通	二級建築士	第六千二百一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	高橋 勝之	二級建築士	第五千八百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐々木 勉	二級建築士	第五千七百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	黒瀬 一夫	二級建築士	第五千四百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	伊辺 欣正	二級建築士	第五千二百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和五年七月三日	千葉 清志	二級建築士	第五千十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	守奈須野 正	二級建築士	第四千二百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	赤沼 博	二級建築士	第四千二百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	東出 國明	二級建築士	第四千九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	加藤 義夫	二級建築士	第三千九百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	菅野 正芳	二級建築士	第三千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐藤 弘	二級建築士	第三千八百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐藤 滋	二級建築士	第三千百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	草刈 睦夫	二級建築士	第三千百十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	赤間 利男	二級建築士	第一万七千七百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	小野 兼義	二級建築士	第一万二千二百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐藤 喜一	二級建築士	第一万六千六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	大沼 洋	二級建築士	第一万六千六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	上野 高弘	二級建築士	第一万五千六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	荒木 陸	二級建築士	第九千七百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐藤 正人	二級建築士	第九千四百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐々木 秀雄	二級建築士	第九千四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	小野 敏夫	二級建築士	第八千九百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	白幡 文四	二級建築士	第八千九百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	渡辺 三夫	二級建築士	第八千七百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和五年七月三日	柴田 末治	二級建築士	第六千六百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	小岩 清	二級建築士	第六千六百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	狩野 和治	二級建築士	第六千四百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	棕澤 武義	二級建築士	第五千七百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	阿部 喜市	二級建築士	第五千六百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	石川 一五	二級建築士	第五千六百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐藤 猛	二級建築士	第四千九百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	岩田 清一	二級建築士	第四千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	坂田 健寿	二級建築士	第四千六百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	佐藤 匡平	二級建築士	第四千四百四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	大友 誠一	二級建築士	第三千八百二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	伊藤 清之	二級建築士	第三千二百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	小川 重夫	二級建築士	第三千五百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	赤間 勝治	二級建築士	第九百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	熊谷 今朝安	二級建築士	第一万二千二百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	恒賀 敏晴	二級建築士	第一万五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	狩野 直養	二級建築士	第八千四百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	渡邊 和夫	二級建築士	第八千三百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	大宮 繁	二級建築士	第七千二百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	水間 直造	二級建築士	第五千六百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和五年七月三日	村田 耕平	二級建築士	第五千九百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	高橋 栄治	二級建築士	第五千七百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	阿部 壽克	二級建築士	第五千四百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	樋野 馨	二級建築士	第五千二百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	祝前 富士夫	二級建築士	第四千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	後藤 侑	二級建築士	第四千五百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	太田 友治	二級建築士	第四千五百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	渡辺 義次	二級建築士	第四千五百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	根本 源一	二級建築士	第四千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	島田 利夫	二級建築士	第四千三百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	太田 雄一	二級建築士	第四千七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	山口 貞夫	二級建築士	第四千五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	山賀 秀郎	二級建築士	第三千九百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	大友 哲	二級建築士	第三千七百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	豊田 律子	二級建築士	第三千七百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	遠藤 忠彦	二級建築士	第三千六百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	小笠原 三男	二級建築士	第三千三百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	河野部 恭之	二級建築士	第三千二百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	伊勢 進一	二級建築士	第九千二百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	太田 胞二	二級建築士	第七千七百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和五年七月三日	菅原 良悦	二級建築士	第六千二百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	大沼 健一	二級建築士	第六千八百五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	杉沢 秋男	二級建築士	第八千四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	日野 勝一	二級建築士	第八千五百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	松澤 信一	二級建築士	第八千九百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	泉田 眞幸	二級建築士	第一万三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	松本 守夫	二級建築士	第一万七百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年七月三日	畑山 満須	木造建築士	第七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和五年七月十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高橋 義 広

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年六月三十日	早坂 二郎	仙台市青葉区上愛子字原四番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（塩釜高等学校） 一式

- 2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（田尻さくら高等学校） 一式
 - 3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（黒川高等学校） 一式
 - 4 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（巨理高等学校） 一式
 - 5 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（本吉響高等学校） 一式
 - 6 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（工業高等学校） 一式
 - 7 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（白石工業高等学校） 一式
 - 8 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（石巻工業高等学校） 一式
 - 9 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（鹿島台商業高等学校） 一式
 - 10 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（登米総合産業高等学校） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校財務・就学支援室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日
- 一の1 令和五年六月九日
 - 一の2 令和五年六月九日
 - 一の3 令和五年六月九日
 - 一の4 令和五年六月九日
 - 一の5 令和五年六月九日
 - 一の6 令和五年六月九日
 - 一の7 令和五年六月十三日
 - 一の8 令和五年六月九日
 - 一の9 令和五年六月九日
 - 一の10 令和五年六月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- 一の1 F L C S株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 一の2 株式会社ナリサワ 石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号
- 一の3 N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三十一号
- 一の4 日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号
- 一の5 N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三十一号
- 一の6 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 一の7 日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号
- 一の8 N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三十一号

一の9 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
一の10 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額

- 一の1 一億九十八万円
- 一の2 三千百六十八万円
- 一の3 九千八百四十七万二千元
- 一の4 三千五百五十七万四千元
- 一の5 三千八百六十一万円
- 一の6 八千八百八十八万二千二百円
- 一の7 一億千四百二十四万六千元
- 一の8 二千四百万四千二百円
- 一の9 三千五百八十九万八百元
- 一の10 七千八百九十二万九千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 令和五年五月十九日